農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月24日

米沢市長 中 川



記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲 窪田地区
- 2. 協議の結果を取りまとめた年月日 令和3年3月23日
- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

法人

3経営体

個人

5 1 経営体

集落営農 (任意組織)

O組織

4. 当該区域における農業の将来の在り方

飼料作物の導入により耕畜連携を推進し、園芸作物の拡大により産地化をはかる 新しい作物の導入により6次産業化をはかる

新しい作物の導入により高付加価値化をはかる

後継者育成を支援する

土地利用型農業については、規模拡大意向がある地域の中心となる経営体に、農 地が円滑に集積されるよう努める

5. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける